

任意継続被保険者の標準報酬月額について

健保法施行規則第45条に基づき、当組合の標準報酬月額を下記の通り公示します。

記

- | | |
|-------------|--|
| 1. 平均標準報酬月額 | 440,705 円 |
| 2. 標準報酬月額 | 440,000 円 |
| 3. 適用期間 | 令和5年4月1日～令和6年3月31日 |
| 4. 保険料の前納 | 任意継続被保険者の保険料の前納は
6ヶ月又は12ヶ月の単位で行うことが
できる。 |

以上